令和８年度　地域介護予防活動支援事業
「通いの場応援講座」における業務仕様書

１　業務名

令和８年度　地域介護予防活動支援事業「通いの場応援講座」

２　履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日

３　事業目的

通いの場登録団体が、通いの場の意義やその効果を改めて認識するとともに、自宅や通いの場で取り組むことができる運動やレクリエーション活動等を通じて、通いの場登録団体の更なる継続・発展の促進につなげることを目的とする。また、積極的に団体間の交流を図ることで、団体内にとどまらない通いの場のコミュニティを拡大していくきっかけとする。

４　基本事項

（１）　実施にあたっては、安全かつ適切に実施できる専門スタッフを配置すること。

（２）　開催場所は、市内の公共施設等とし、市が指定する。

（３）　参加対象者は、原則として、通いの場登録制度に登録している団体とする。

５　事業実施にあたって

（１）　実施担当者

実施にあたっては、以下の人員を合計して３名以上を配置すること。

① 指導員　２名以上（理学療法士、作業療法士、健康運動指導士のいずれかの資格を有し、高齢者に対する運動指導経験がある者及び通いの場の意義やその効果について十分に理解を有する者。）

② 補助指導員　１名以上（資格は問わないが、運動指導や介護予防に関する一定の知識や経験を有する者。）

③ 定員と安全面、実施するプログラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員して配置すること。

（２）　事業内容について

上記事業目的を達成するために、以下の内容を取り入れた上で、効果的なプログラム内容を計画・実施すること。

① 自宅や通いの場で実践できる幅広い運動プログラム

実施にあたっては、参加者の身体状態等に配慮した安全なプログラムとすること。（筋力トレーニング、有酸素運動、ストレッチ、バランストレーニング等）

② 通いの場に関する講話（通いの場の意義やその効果について）

③ レクリエーション

参加者同士の交流や親睦を深めるとともに、参加者が主体的に楽しみながら取り組めるような内容とすること。実施内容や方法は受託者の創意工夫によるものとする。（クイズ、チーム対抗ゲーム等）

④ 各団体の活動を称える表彰

⑤ 団体間の交流
団体間で活動内容や工夫、課題等を共有し、相互に情報交換ができる活動を設けること。
⑥ 講座終了後も活用できる教材、啓発物品の作成及び配布（日めくりカレンダー等）

（３） 上記に掲げるプログラムのほか、本業務の目的及び趣旨に沿ったプログラムを企画・実施すること。

（４） 実施場所は、市が指定する下記の場所で実施すること。
① 久留米アリーナ（久留米市東櫛原町 170 - 1）
② 南部保健センター（久留米市上津一丁目 13 番 22 号）
③ コスモすまいる北野（久留米市北野町中 3253 番地）

（５） 実施日時は、「通いの場応援講座」を（別表１）のとおり実施すること。ただし、天災、天候等の状況によって、開催を延期または中止することがある。天候の状況や施設の都合等により開催できなかった場合は、中止や振替等について市と協議すること。

（６） 教室の定員は、（別表１）のとおりとする。

（７） 教室開催に係る会場の準備、設営、受付、後片付け、欠席者への連絡を行うこと。

（８） 講座開催の周知、参加者の集約、通知、会場使用料に係る一切の負担は、市が負う。

６　その他（留意事項）

（１） 事業実施にあたっては、参加者の体調に常に注意を払い、体調不良と思われる参加者に対しては参加を中断するなどの処置を講じること。

（２） 事業実施時における賠償責任保険の加入は、受託事業者が行うこと。また、加入後速やかに保険証券の写しを１部、市に提出すること。

（３） 市が配布するアンケート用紙を配布し、提出を促すこと。

（４） 参加者の情報については、必要に応じて市や地域包括支援センター等と連携し対応すること。

７　実績報告及び委託料について

（１）委託料については、１会場あたりの単価契約とする。

（２）１回の講座の終了毎に、市に実績報告書を提出すること。複数回をまとめて提出することも可とする。

（３）市は、実績報告書を受理後、速やかに検査を行う。受託事業者は、検査合格後、請求書により委託料を請求し、市は速やかに代金を支払うものとする。

なお委託料には、講師の人件費（実施会場までの交通費も含む）、プログラム・参加者への教材・啓発物品・事業実施報告書の作成料、健康器具の貸出費及び搬出入費、事業実施にあたっての保険料、実施に係る経費（著作権に係る経費）及び請求に係る事務経費など事業実施に要する費用を含むものとする。

８　その他

（１）業務上取扱う個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）に則り適切に措置すること。

（２）契約に際しては、久留米市暴力団排除条例に基づき、別紙「誓約書」を提出すること。

（３）受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留

米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。

（４）その他必要な事項は、市と受託事業者が協議のうえ決定する。

（別表１）　令和８年度「通いの場応援講座」 実施日程表（予定）

会場	久留米アリーナ	南部保健センター	こすもスマイル北野
場所	サブアリーナ	多目的室	多目的ルーム
日程	12 月 7 日	12 月 8 日	12 月 11 日
定員	50	30	30
曜日【会場予約】	月曜日 【9：00～13：00】	火曜日 【14：00～17:00】	金曜日 【12:00～15:00】
実施時間	10:00～11:30	15:00～16:30	13:00～14:30